

令和2年度決算に係る

定期監査資料  
決算審査査

令和3年8月

総務部 税務課

目 次

	頁
1 前年度指摘事項等に対する措置等 .....	1
(1) 指摘事項	
(2) 監査意見	
(3) 決算審査意見	
2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況 .....	1
3 職員の定員、現員調べ .....	1
4 役付職員の調べ .....	1
5 主な事業に関する調べ .....	2
6 決算資料(総括表) .....	12
7 事業別実施状況調べ .....	13
8 予備費の充用調べ .....	15
9 繰越関係調べ .....	15
(1) 継続費滞欠繰越調べ	
(2) 繰越明許費調べ	
(3) 事故繰越調べ	
10 収入証紙取扱額調べ .....	15
11 現金の取扱状況 .....	15
(1) 現金取扱状況	
(2) つり銭の状況	
12 財産に関する調べ .....	15
(1) 公有財産	
(2) 金券類の受払状況	
(3) 基金	
(4) 債権	
13 財産の貸付け及び使用許可調べ .....	15
(1) 土地及び建物	
(2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)	
14 借受不動産明細調べ .....	15
15 職員駐車場の管理状況調べ .....	15
(1) 管理状況	
(2) 減免の考え方	
(3) 使用料の見直し	
16 寄附物件の受納状況調べ .....	15
17 備品の処分状況調べ .....	15
18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ .....	15
(1) 亡失、損傷の報告状況	
(2) 物品確認の実施状況	
19 貸付金等状況調べ .....	15
(1) 総括表	
(2) 償還状況	
20 収入未済額調べ .....	16
(1) 県税未収金(個人県民税を除く)	
(2) 税外未収金	
○ 意見、要望等 .....	17

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

(3) 決算審査意見

決算審査意見	処理状況
イ 収入未済額の縮減について 県税では、これまで以上に市町村・関係機関等と連携した滞納整理等の取組を推進し、税外収入では、債権管理事務取扱要領等に沿って、収入未済発生の未然防止など債権の適正な管理、回収に引き続き取り組まれない。	例年、県税収入未済額の約7割を個人県民税の割合が占めている現状に鑑み、平成22年度に県と全市町村が設立した任意組織「鳥取県地方税滞納整理機構」による取組を強化し、滞納整理事務の効率化、徴収職員の能力向上などを引き続き図っていく。 また、地方税法第48条による個人住民税の徴取引継制度の積極的利用を引き続き進める。 税外収入については、各債権ごとのマニュアルに沿い、適正かつ効率的な債権管理・回収を行うとともに、未納となり始めた早期段階で催告を行うことで新規発生額の抑制を図り、税外未収額の圧縮に努めてきたところである。 なお、各債権同士で情報共有を行うことで、効率的な債権回収に取り組んでおり、破産免責等、回収不能となった債権については、債権放棄を議会に諮るなど、一層の税外未収額の圧縮を図っていく。

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況 該当なし

3 職員の定員、現員調べ

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備 考
	3.4.1 現在	2.4.1 現在	3.4.1 現在	2.4.1 現在	3.4.1 現在	2.4.1 現在	3.4.1 現在	2.4.1 現在	
定 員	12	12	0	0	0	0	12	12	
現 員	(2)	(2)	( )	( )	( )	( )	(2)	(2)	地方税共同機構へ派遣、休職中
	15	15	0	0	0	0	15	15	
過不足(Δ)	3	3	0	0	0	0	3	3	
臨時的 任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計年度 任用職員	3	2	0	0	0	0	3	2	一般事務(2名) 債権管理アドバイザー

4 役付職員の調べ

(令和3年8月1日現在)

職 名	氏 名	在職期間		備 考
		年	月	
課長	吉川 徹		4	
課長補佐	前田 隆宏	3	4	出納員
課長補佐	櫻井 正嗣	1	4	継続勤務期間 4年4月
課長補佐	三上 貞昭	1	4	休職中

5 主な事業に関する調べ

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
電子的申告・納税方法の拡大	—	—	—	—	—
将来ビジョン	—				
令和新時代創生戦略	—				
政策項目	—				
ア 目的及び事業の実施状況					
(ア) 目的					
<p>県税の収納窓口を金融機関・県税事務所の窓口に加えて、24時間利用できる電子的な申告・納税窓口を増やすことにより、納税者の利便性の向上及び納期内納付率の向上を図る。 また、電子的な申告の拡大に伴い、県税事務の省力化を図る。</p>					
(イ) 事業の実施状況					
○クレジット納税					
<p>平成24年度より「Yahoo! 公金支払いホームページ」からクレジットカードを利用して納められるよう収納窓口を拡大。これにより、利用可能期間内(納期限)であればインターネットから休日、夜間を問わず24時間手続が可能であり、コンビニ等に出向くことなく納められ、納税者の利便性が向上する。</p>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱開始 平成24年4月27日</li> <li>・対象税目 自動車税(定期賦課分)</li> </ul>					
○スマホ収納					
<p>スマートフォンを利用して納付書のコンビニバーコードを読み取り、納税できるよう収納窓口を拡大。これにより、利用可能期間内であれば休日、夜間を問わず24時間手続が可能であり、コンビニ等に出向くことなく納められ、納税者の利便性が向上する。</p>					
LINE Pay					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱期間 令和元年7月1日～</li> <li>・対象税目 自動車税(コンビニ対応分)、個人事業税、不動産取得税</li> </ul>					
PayPay					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱期間 令和元年9月30日～</li> <li>・対象税目 自動車税(コンビニ対応分)、個人事業税、不動産取得税</li> </ul>					
○OSS(ワンストップサービス)					
<p>自動車保有するための登録、保管場所証明、各種諸税の納税などの手続きをインターネットで一括して行うことができる「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(通称OSS)」の稼働を開始。これにより、各行政機関(警察、運輸支局、県税)へ出向くことなく登録、納付・納税ができ、納税者の利便性が向上する。</p>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱開始 平成31年1月4日</li> <li>・対象税目 自動車税環境性能割、自動車税種別割(新車新規登録等)</li> </ul>					
○電子申告システム(eLTAX)・地方税共通納税システム					
<p>平成18年1月に開始した地方税電子申告システム(eLTAX)サービスの普及拡大に努めた。平成19年4月から税理士が関与する申告については納税者の電子署名が不要となり、また、平成23年9月からは、法人設立・設置届等の電子申請・届出サービスを追加し、手続きの簡素化が図られるとともに納税者の利便性が向上した。申告書送付時に電子申告利用促進チラシを同封する等、周知・PRに努めている。 なお、令和元年10月1日より、地方税共通納税システムを導入し、従来から可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となった。</p>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象手続き(申告) 法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税(又は地方法人特別税)の申告</li> <li>・対象手続き(届出等) 法人設立・設置届、異動届等</li> </ul>					
イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点					
○電子的な方法による申告・納付方法の周知による納期内納付率の向上					
ウ 成果及び効果					
<p>電子的な方法による申告・納付方法を拡大することで、現金が手元がない場合でも納付可能なこと、24時間利用できること、窓口へ直接出向く必要がないこと、紙の申告書記入の手間がなくなること等、納税者の利便性は向上している。 また、納税通知書等の送付とあわせて周知した結果、電子的な方法による申告・納付件数は増加し、納期内納付率の向上につながっている。</p>					

○参考資料

〈自動車税の納期内納付状況〉

年度	区分	課税件数	納期内 利用件数	納期内 利用率	納期内 納付率
H30	全体	200,534件			85.81%
	クレジット		6,355件	3.70%	
	スマホ		94件	0.05%	
R1	全体	200,771件			85.86%
	クレジット		8,021件	4.66%	
	スマホ		18件	0.01%	
R2	全体	203,510件			86.96%
	クレジット		7,414件	4.20%	
	スマホ		8,093件	4.58%	

※納期内利用件数、納期内利用率及び納期内納付率は件数ベースの数値

〈OSS利用状況〉

年度	利用率	全国	中国5県 平均
H30	3.81%	40.84%	11.77%
R1	5.75%	46.63%	17.35%
R2	12.31%	53.10%	27.17%

※新車新規登録の申請件数ベース（OSS/全申請）

〈電子申告(eLTAX)利用率の推移〉

年度	利用率	全国
H30	74.89%	69.90%
R1	80.00%	73.70%
R2	81.00%	集計中

〈地方税共通納税システム利用率〉

①…共通納税納付件数 ②…電子(eLTAX)申告利用件数

年度	利用率(①/②)%	①	②
R1※	3.41%	199件	5,830件
R2	6.68%	911件	13,637件

※令和元年10月～令和2年3月

工 課 題

納税者の利便性のさらなる向上を図るとともに、県民に対する一層の周知に努め、納期内納付率や収納率の向上を図る必要がある。また、納付可能期間や利用対象税目の拡大などについて引き続き検討する。

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
県と市町村連携による徴収対策	—	—	—	—	—
将来ビジョン		—			
令和新時代創生戦略		—			
政策項目		—			

## ア 目的及び事業の実施状況

## (ア) 目的

厳しい財政状況や少子高齢化による生産年齢人口の減少を踏まえ、各団体とも自主財源確保のために更なる税務行政遂行能力の向上と効率的な執行体制が求められる中、市町村単独での取組には限界があるとの認識のもと、「鳥取県地方税滞納整理機構」や地方税法第48条による個人住民税徴収引継など有効な対策を選択しながら、自主財源の確保に取り組む。

特に、H19年度に実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税の調定額が増加したことから、同税(個人県民税)の税収確保及び徴収体制の強化を図る。

## 【個人県民税の状況】

## ○税源移譲の影響

## ・調定収入状況(現年分)

区分	18年度 A(移譲前)	2年度 B(移譲後)	差引(B-A)
調定額 a	83.2億円	160.2億円	77.0億円
収入額 b	81.6億円	159.0億円	77.4億円
収入未済額 a-b	1.6億円	1.2億円	△0.4億円
徴収率 b/a	98.1%	99.2%	1.1%

## ○徴収状況(現年分+滞納繰越分) &lt;資料1&gt;

・R2年度の県税全体の収入未済額の42%を個人県民税が占めている。

(H19年度に比べ27%減少。R2はコロナの徴収猶予特例の影響で法人課税の未納が多い。

例年は未納の7割程度を個人住民税が占めている)

・税源移譲後は、徴収率が低下傾向にあり繰越額が累増していたが、各種取組の成果により未収額の圧縮が図られ、徴収率も上昇に転じている。

## (イ) 事業の実施状況

## (1)「鳥取県地方税滞納整理機構」における共同滞納整理

県と市町村の共同滞納整理により、事務の効率化と徴収職員の能力向上を図った。

## 【鳥取県地方税滞納整理機構】 &lt;資料2&gt;

・設立年月日 平成22年4月1日

・設置目的

①県税と市町村税の重複滞納者への滞納整理の一括実施による重複事務の解消

②収税体制の確立による県と市町村の徴収能力の向上

③収税体制の高度化、効率化に向けた県と市町村の連携・共同のあり方の検討

・組織形態 任意組織(法人格なし)

・参加団体 県及び県内全市町村 計20団体

・運営体制 地方税滞納対策推進本部(本部長:県総務部長)

幹事会(幹事長:県税務課長)

事務局(県税務課企画・市町村税担当)

支部(各県税事務所)

・業務内容 県・市町村が滞納者への訪問、納税交渉を共同で実施

連名での文書催告の実施

・人員体制 各県税事務所と各管内市町村の税務職員が相互に身分を併任し、

月5日程度、共同で業務を実施

[取組実績(令和3年3月末現在)] <資料3>

・滞納者 121名

・滞納額 57,339千円

(内 個人住民税分42,616千円)

- 地方税法第48条による個人住民税の徴取引継 <資料4>  
個人住民税の徴収困難事案について、市町村長の同意の上、徴取引継ぎを受けて県が直接徴収を実施した。  
(令和2年度 150人、40,652千円引受)
- 税務職員長期派遣制度(相互派遣) <資料5>  
2年間の期間で県から徴収担当職員を市町村へ派遣した。  
(R2年度 米子市、岩美町に派遣)
- 徴収担当職員のネットワークによる徴収能力の向上  
各県税事務所と管内各市町村の徴収担当職員が、徴収現場で必要としている実務的テーマを持ち寄って徴収技能向上を図る研修を実施した。

## (2) 個人住民税の特別徴収の推進

平成30年度の特別徴収の県内一斉指定を継続し、市町村と連携し、以下の取組を行った。

- ・広報チラシ、事業者向けの事務手引き、Q&Aを作成し、ホームページに掲載するとともに、特別徴収未実施事業者へのチラシの送付など、広報に努めた。
- ・年末調整説明会において、事業者へチラシを配布した。
- ・税務署、税理士会等の関係団体に、本取組への協力依頼を行った。
- ・市町村間で特別徴収義務者の情報を共有し、指定漏れの捕捉に努めた。

## イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- 各県税事務所と管内市町村で個人住民税の合同徴収方針会議を開催するとともに、地方税法第48条による徴取引継の補完業務として、市町村の実態に応じた滞納事案の徴収方針決定及び進捗管理を実施した。
- 個人住民税の特別徴収の一斉指定(徹底)に当たっては、実際に特別徴収事務を行っている市町村と検討会議を開催するなど、連携を取りながら進めた。

## ウ 成果及び効果

- 個人県民税の徴収率の向上及び収入未済額の圧縮  
個人県民税の徴収率は、平成23年度からこれまで上昇傾向にあり、令和2年度は前年度に比べて+0.1%。  
収入未済額についても平成22年度以降、圧縮が進んでおり、令和2年度現年課税分の未済額は、税源移譲前の平成18年度以下に5年連続で圧縮された。  
(H18未済額)165,432千円 → (R2未済額)121,010千円  
コロナ禍の中、県・市町村の連携で、前年度を上回る徴収率となった。
- 税務職員長期派遣制度  
徴収確保に加え、派遣先団体の効果・効率的な徴収体制の構築を支援した。
- 徴収担当職員のネットワーク及び滞納整理機構における共同滞納整理実務研修及び徴収方針会議等を通じて、徴収職員の能力向上を図った。
- 個人住民税の特別徴収の推進  
平成30年度課税での特別徴収の県内一斉指定を行ったことで、給与所得者の納税の利便性が向上するとともに、現年分徴収率が上昇するなど、効果が発現している。  
(給与所得者に占める特別徴収の割合) H29 80.9% → R2 88.6%  
(現年分徴収率) H29 99.1% → R2 99.2%

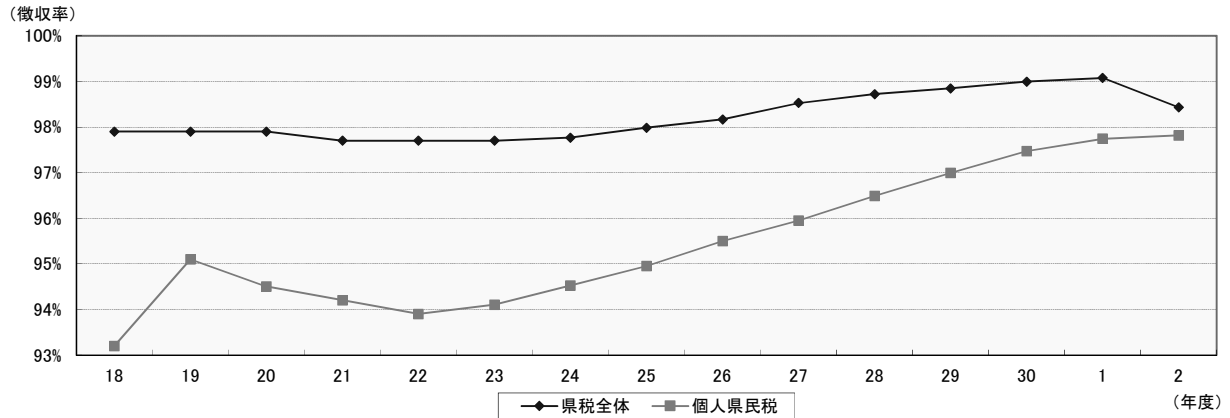
## エ 課題

- 大規模都市部の徴収対策  
個人県民税の調定額・収入未済額ともに、75%を占める都市部の徴収率向上に向けた取組(徴取引継事案については、財産調査結果の客観的な分析により滞納処分又は納税緩和措置の方針を明確にする等)をさらに強化することが重要である。
- 個人住民税特別徴収義務者の電子申告・納税の推進  
規模の大きな事業者は令和3年1月から、給与支払報告書の電子申告が義務化されたところだが、そうでない事業者でも電子利用を広め、便利で確実な申告納税を促すことが、一層の徴収確保につながる。
- 市町村との税務業務の共同処理  
滞納整理機構における共同滞納整理の取組は一定の成果を上げており、維持・充実を図る必要がある。  
また、県・市町村職員の相互併任による家屋評価の共同実施(H29～米子市と西部県税、R1～中部市町と中部県税、R2～東部市町と東部県税)を開始し、人材育成、知識・技術の相互習得、説明責任の強化等を図っている。  
今後も市町村の意向を踏まえて、現行の緩やかな連携を継続させるとともに、全県同一歩調にこだわらない柔軟な体制のもと、個別にメリットのある施策の検討及び実施が求められている。

## 個人県民税の状況

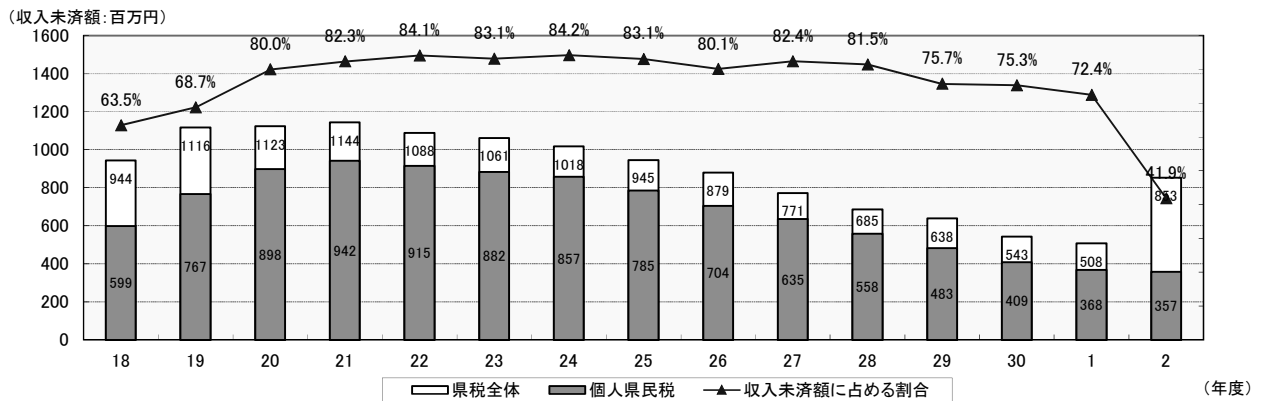
- 平成19年度の税源移譲に伴い、滞納額は累増傾向に（現年未収額の増>滞納繰越分圧縮額）、合計徴収率は下降傾向にあったが、県及び市町村の各種取組の成果もあり改善してきている。
- しかし、例年、県税全体の収入未済額の7割を個人県民税が占めており、更なる滞納額の圧縮が必要な状況である。（2年度はコロナの影響で法人課税に未納が増加し、個人県民税の割合が下がっている）

### 1. 個人県民税の徴収状況（現年、滞繰計）

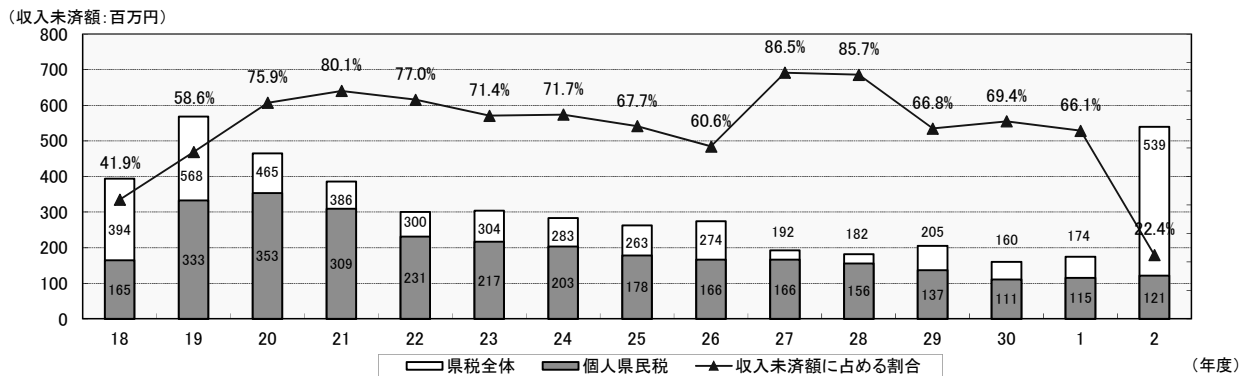


年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
徴収率															
県税全体	97.9%	97.9%	97.9%	97.7%	97.7%	97.7%	97.8%	98.0%	98.2%	98.5%	98.7%	98.8%	99.0%	99.1%	98.5%
個人県民税	93.2%	95.1%	94.5%	94.2%	93.9%	94.1%	94.5%	95.0%	95.5%	95.9%	96.5%	97.0%	97.5%	97.7%	97.9%

### 2. 県税収入未済額に占める個人県民税の割合（現年、滞繰計）



### 3. 県税収入未済額に占める個人県民税の割合（現年）





# 鳥取県地方税滞納整理機構運営体制

## 1 運営体制

### (1) 地方税滞納対策推進本部

- ①構成 (県)総務部長、各県税事務所長 (市町村)参加市町村の副市町村長
- ②役員 本部長:県総務部長 副本部長:副市町村長3名(東・中・西部より各1名)

### (2) 幹事会

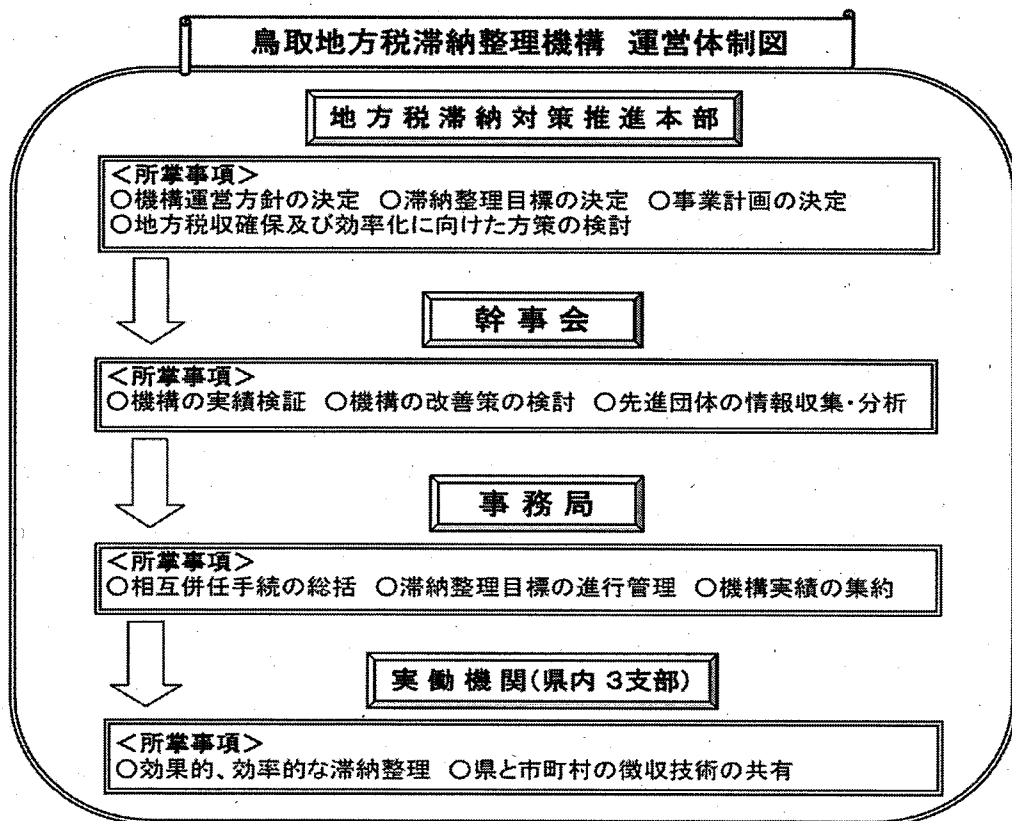
- ①構成 (県)税務課長、各県税事務所副所長  
(市町村)参加市町村の税務主管課長
- ②役員 幹事長:県税務課長 副幹事長:参加市町村の税務主管課長3名  
(東・中・西部より各1名)

### (3) 事務局

県税務課企画・市町村税担当に設置

### (4) 実働機関(県内3支部)

各県税事務所に支部を設置し、県と市町村が共同して機構事案に係る滞納整理を実施



## 2 設置時期

- 本部:平成22年4月1日(木)
- 東部支部:平成22年5月19日(水)
- 中部支部:平成22年4月30日(金)
- 西部支部:平成22年4月28日(水)

## 資料 3

## 機構事案徴収状況及び指定予告書発付状況(R3.3末現在)

(単位:人、千円)

		東部支部		中部支部		西部支部		県計	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
指定 予告 書 発 付 状 況	指定予告書発付数 A					20	19,050	20	19,050
	東 Aのうち納付約 束 等 B					13	3,991	13	3,991
	Aのうち反応なし (A-B) C					7	15,059	7	15,059
	移管予告効果 B/A						21.0%		21.0%
口頭予告、未指定等 ※ D		100	52,592			14	-10,312	114	42,280
昨年度指定済事案 に係る継続処理分 E									
機構 事 案 徴 収 状 況	指定事案数 (C+D+E) F	100	52,592			21	4,747	121	57,339
	Fのうち収入済 G	54	18,641			10	1,205	64	19,846
	Fのうち納付約束 等 H	34	15,073			7	3,161	41	18,234
	処理率 (収入済+処理済) (G+H)/ F		64.1%				92.0%		66.4%
機構 の 活 動 効 果	指定予告書発付数 +口頭予告等 (A+D+E) I	100	52,592	0	0	34	8,738	134	61,330
	うち今年度の 発付等量 (I-E)	100	52,592	0	0	34	8,738	134	61,330
	Iのうち収入済、 納付約束等 (B+G+H) J	88	33,714	0	0	30	8,357	118	42,071
	活動効果 J/I		64.1%				95.6%		68.6%

### 地方税法第48条による個人住民税の徴取引継（直接徴収）の状況 ※

- ※ 本規定による引継対象は、市町村税のうち個人市町村民税の滞納繰越事案のみ（固定資産税等、その他の市町村税に係る滞納事案については、引継ぎできない。）。徴収額の人数及び件数欄は本税が完納となった人数（督促手数料は除く）。
- ※ 徴収額の人数及び件数欄は本税が完納となった人数（督促手数料は除く）。

令和2年度実績【東部・西部県税事務所が直接徴収】 引継市町村数:12市町村 (単位:人,円)

- (1) 引継市町村数: 12 市町村  
 (2) 滞納者数: 150 人  
 (3) 滞納税額: 40,652 千円  
 (4) 徴収率: 58.8 %

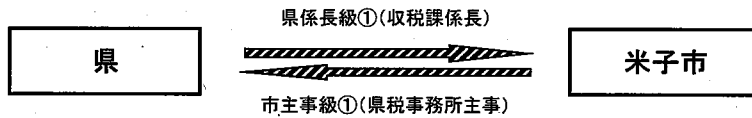
市町村名	区分	引受額			徴収額			徴収率 B/A (%)	
		人数	件数	税額 (A)	人数	件数	税額 (B)		
1	東部	鳥取市	48	312	16,664,453	26	185	9,223,842	55.4
2		岩美町	11	54	1,575,200	8	26	1,127,100	71.6
3		八頭町	5	30	830,600	3	19	428,600	51.6
		計	64	396	19,070,253	37	230	10,779,542	56.5
4	西部	米子市	43	281	15,055,733	35	212	7,218,923	47.9
5		境港市	12	76	2,790,329	10	70	2,711,519	97.2
6		日吉津村	2	8	61,315	2	8	61,315	100.0
7		大山町	9	64	1,410,020	7	46	1,013,880	71.9
8		南部町	3	12	217,500	3	12	217,500	100.0
9		伯耆町	5	26	725,200	4	24	582,340	80.3
10		日南町	3	33	345,100	3	33	345,100	100.0
11		日野町	5	16	566,500	5	16	566,500	100.0
12		江府町	4	16	410,000	4	16	410,000	100.0
		計	86	532	21,581,697	73	437	13,127,077	60.8
		R2 合計	150	928	40,651,950	110	667	23,906,619	58.8

### 【参考】平成18～令和元年度実績

	引継市町村数	滞納者数 (人)	滞納税額	徴収率	備考
平成18年度実績	9	93	12,493 千円	29.4%	税務課が直接徴収
平成19年度実績	14	316	29,381 千円	44.5%	各県税局が直接徴収
平成20年度実績	14	304	48,393 千円	38.9%	各県税局が直接徴収
平成21年度実績	13	199	33,799 千円	39.1%	各県税局が直接徴収
平成22年度実績	12	143	21,330 千円	29.4%	各県税局が直接徴収
平成23年度実績	10	76	12,112 千円	35.4%	各県税局が直接徴収
平成24年度実績	8	49	8,605 千円	21.3%	西部県税局が直接徴収
平成25年度実績	9	39	6,440 千円	6.8%	中部・西部県税事務所が直接徴収
平成26年度実績	8	78	36,337 千円	36.5%	東部・西部県税事務所が直接徴収
平成27年度実績	11	210	77,725 千円	53.5%	東部・西部県税事務所が直接徴収
平成28年度実績	11	214	87,850 千円	53.2%	東部・西部県税事務所が直接徴収
平成29年度実績	9	178	81,044 千円	45.4%	東部・西部県税事務所が直接徴収
平成30年度実績	9	273	119,795 千円	35.6%	東部・西部県税事務所が直接徴収
令和元年度実績	12	253	89,901 千円	46.6%	東部・西部県税事務所が直接徴収

## 県と市町村の税務職員の人事交流

## ◆米子市(令和元年度～2年度)

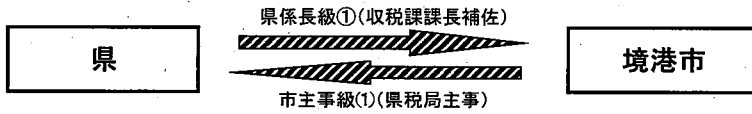


## ◆岩美町(令和元年度～2年度)

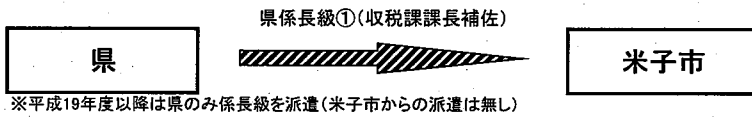


## 【これまでの人事交流状況】

## ◆境港市(平成15年度～20年度)



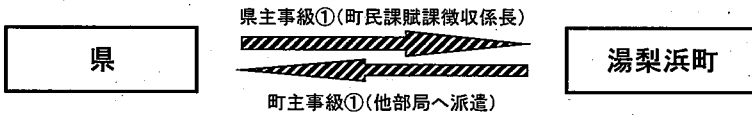
## ◆米子市(平成17年度～22年度)



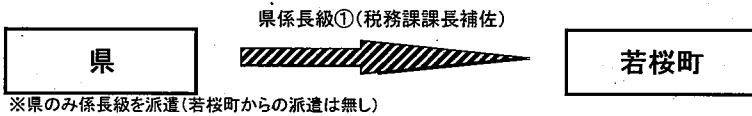
## ◆鳥取市(平成20年度～27年度)



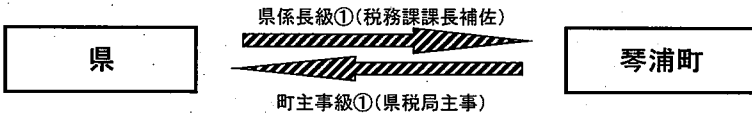
## ◆湯梨浜町(平成20年度～21年度)



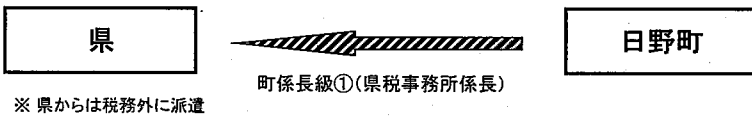
## ◆若桜町(平成21年度～25年度)



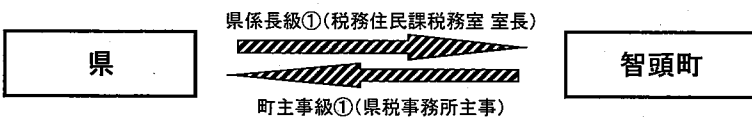
## ◆琴浦町(平成21年度～24年度)



## ◆日野町(平成25年度～26年度)



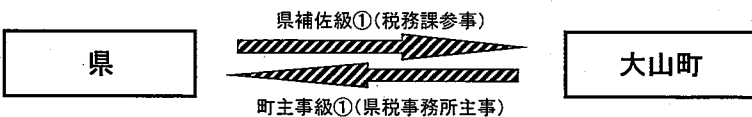
## ◆智頭町(平成25年度～平成30年度)



## ◆鳥取中部ふるさと広域連合(平成28年度～29年度)



## ◆大山町(平成29年度～平成30年度)



(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
税外未収金回収関連強化事業	991	—	—	—	991
将来ビジョン		—			
令和新時代創生戦略		—			
政策項目		—			

## ア 目的及び事業の実施状況

## (ア) 目的

債権管理を全庁的に推進し、負担の公平及び収入確保を図る。

## (イ) 事業の実施状況

- ・各所属で所管する債権の回収について、対応方針等の助言を行った。
- ・OJTを兼ねて、各所属で所管する債権回収のための文書催告や法的措置の指導、口頭弁論への同行、臨戸・電話催告の支援を行った。
- ・鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づいて、議会への報告を行った。
- ・情報共有について条例に明記し、各担当課にまたがる「重複滞納者」について、名寄せを行い横断的な対応を行った。
- ・令和元年度より、破産免責、相続放棄等により請求先のない案件の権利放棄を行った。
- ・費用対効果を踏まえた債権回収を図るため、債権回収会社等への回収業務の委託を推進するとともに、債権額の規模が少ない債権については当課において併せて委託した。

## 【債権回収委託状況】

(単位:円)

債権名	委託先	委託債権	回収額
専修学校等奨学資金貸付金 等	ニッテレ債権回収(株)	16,788,140	2,686,010
県営住宅家賃 等	ライズ綜合法律事務所	14,016,786	630,350

(債権所管課:人権同和対策課、医療政策課、家庭支援課、住まいまちづくり課)

## イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・各所属の債権回収の支援とOJTを兼ね、臨戸同行や共同電話催告を実施した。
- ・回収が困難な債権について、引き続き債権分類を行い、効率的な債権回収を行った。
- ・効率的な債権回収及び多重債務者へ適切な対応を図るため、条例改正し滞納者情報を共有することとした。
- ・破産免責等による実質的に回収不能な案件について、議会に諮ったうえで権利放棄をし、適正な債権管理を行った。
- ・所属の債権回収検討会等に参加し、債権回収の方法やマニュアル等の改正等の助言を行った。

## ウ 成果及び効果

- ・複数の所属において、各債権回収マニュアル等の見直し検討が進んだ。
- ・早期対応(未収発生直後の取り組み)により、現年度新規発生未収金を抑制した。  
99,838千円(令和元年度) → 87,412千円(令和2年度)【見込】 12,426千円減
- ・回収不能債権について、債権放棄を行うことで適切な債権管理を行った。(3所属、24件、金額 3,649千円)
- ・私債権について、簡易裁判所への支払督促を行った。(2所属、12件、申立額 4,754千円、回収額519千円)

## 【税外未収金の推移(単位:千円)】 ※病院局・企業局含む。

区分	未収金額	増減
令和2年度末	(見込) 2,291,551	△ 36,354
令和元年度末	2,327,905	△ 55,835
平成30年度末	2,383,740	△ 75,916

## エ 課題

- ・依然として多額の未収金があり、費用対効果を踏まえつつ、説明責任を果しうる債権管理を進めていく必要がある。
- ・効果的な債権回収のため、回収が困難な債権について、実効性のある債権管理を進めていく必要がある。

6 決算資料

一般会計(歳入)

区分	科目	予算			現額		収入未済額 A-B-C	備考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額	計	収入済額 B		
歳	県税	56,681,794,000	△ 5,112,343,000	0	51,569,451,000	54,383,027,403	778,047,572	
歳	地方消費税清算金	25,520,479,000	△ 1,801,609,000	0	23,718,870,000	24,365,929,852	0	
歳	地方譲与税	11,684,894,000	△ 1,648,178,000	0	10,036,716,000	9,870,363,006	0	
歳	使用料及び手数料	2,388,000	0	0	2,388,000	2,355,000	0	
歳	諸収入	236,763,000	△ 26,409,000	0	210,354,000	374,005,414	151,615,576	
歳	繰入金	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
歳	繰入金	0	0	0	0	0	0	
歳	合計	94,126,328,000	△ 8,588,539,000	0	85,537,789,000	88,995,680,675	25,143,549	929,663,148

一般会計(歳出)

区分	科目	予算		現額		支出済額の内訳		翌年度 繰越額 C	差引増減額 A-B-C	備考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越額	備及流出 費用増減	計 A	支出済額 (決算額) B			
歳	一般管理費	0	0	0	285,863	285,863	0	285,863	0	
歳	税務総務費	693,670,000	△ 57,211,000	0	△ 1,647,445	634,811,555	623,073,392	6,290,014	0	5,448,149
歳	賦課徴収費	1,246,276,000	100,458,000	0	1,647,445	1,348,381,445	300,585,971	1,041,013,653	0	6,781,821
歳	地方消費税清算金	11,954,204,000	△ 1,317,510,000	0	0	10,636,694,000	10,277,702,852	0	0	358,991,148
歳	利子割交付金	66,785,000	16,500,000	0	0	83,285,000	74,295,000	0	0	8,990,000
歳	配当割交付金	304,926,000	△ 19,097,000	0	0	285,829,000	241,874,000	0	0	43,955,000
歳	株式等譲渡所得割交付金	305,382,000	△ 46,800,000	0	7,698,000	266,280,000	266,280,000	0	0	0
歳	法人事業税交付金	555,821,000	△ 54,587,000	0	2,585,000	503,819,000	503,819,000	0	0	0
歳	地方消費税交付金	12,770,913,000	△ 508,175,000	0	△ 16,458,000	12,246,280,000	12,205,658,000	0	0	40,622,000
歳	ゴルフ場利用税交付金	58,958,000	0	0	2,468,000	61,426,000	61,425,350	0	0	650
歳	環境性能割交付金	222,660,000	△ 60,682,000	0	3,707,000	165,685,000	165,685,000	0	0	0
歳	利子割精算金	94,000	0	0	0	94,000	0	0	0	94,000
歳	県税還付金	380,000,000	100,096,000	0	0	480,096,000	470,457,430	0	0	9,638,570
歳	合計	28,559,689,000	△ 1,847,008,000	0	285,863	26,712,966,863	26,238,445,525	1,518,046,960	0	474,521,338

(単位:円)

(単位:円)

7 事業別実施状況調べ

(単位:円)

事業名	予算現額				計 A	支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行率 B/A	事業の計画と実績・成果、不用額の理由等																																																								
	当初予算額	補正予算額	繰越費及び 繰越事業費 繰越額	予備費支出 及び流用増減																																																														
(一般管理費) 一般管理費	0	0	0	285,863	285,863	285,863	0	0	100.0%	税務職員として配置された者に対する赴任旅費 (3名分)  (所管替担当) 285,863円																																																								
目 計	0	0	0	285,863	285,863	285,863	0	0																																																										
(税務総務費) 職員人件費	672,078,000	△57,211,000	0	0	614,867,000	610,669,284	0	4,197,716	99.3%	税務課職員及び県税事務所職員の人件費																																																								
税務管理費	18,874,000	0	0	△1,011,905	17,862,095	17,703,353	0	158,742	99.1%	適正な業務運営を図ることを目的として、次のことを実施した。 1) 鳥取県税関係例規等データベース更新業務委託契約の相手方: 第一法規㈱ (7月、10月、3月) 2) 県税事務所長・課長会議 ・印刷60部 ・ホームページ上で公開 4) 税務職員の研修  (流用) 県税課税調査・収納管理事業へ1,011,905円																																																								
(主)税外未収金回収関連強化事業	2,718,000	0	0	△635,540	2,082,460	990,769	0	1,091,691	47.6%	主な事業に関する調べのとおり (不用額が生じた理由) 債権回収業務委託について、委託料の算定基準である債権回収額が見込みより少なかったため。  (流用) 県税課税調査・収納管理事業へ622,500円 税務システム運用事業へ14,030円																																																								
目 計	693,670,000	△57,211,000	0	△1,647,445	634,811,555	629,363,406	0	5,448,149																																																										
(賦課徴収費) 県税課税調査・収納管理事業	1,085,322,000	0	0	1,633,415	1,086,955,415	1,080,807,255	0	6,148,160	99.4%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算・予定・収入金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">県 税</td> <td>予算額</td> <td>51,569,451,000</td> </tr> <tr> <td>調定額</td> <td>54,383,027,403</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>18,721,837,115</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>4,931,120,120</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>20,423,451,050</td> </tr> <tr> <td>収入額</td> <td>53,580,627,476</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>18,315,683,184</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>4,891,235,022</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>20,067,090,152</td> </tr> <tr> <td>徴収率</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">その他 徴収金</td> <td>予算額</td> <td>52,021,000</td> </tr> <tr> <td>調定額</td> <td>55,248,911</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>15,165,352</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>8,389,785</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>31,693,774</td> </tr> <tr> <td>収入額</td> <td>35,137,229</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>12,698,100</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>5,270,460</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>17,168,669</td> </tr> <tr> <td>徴収率</td> <td>63.60%</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>83.73%</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>62.82%</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>54.17%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方消費税及び特種税については、税務課収入  (流用) 税務管理費から1,011,905円 税外未収金回収関連強化事業から622,500円</p>	区分	予算・予定・収入金額	県 税	予算額	51,569,451,000	調定額	54,383,027,403	うち東部	18,721,837,115	中部	4,931,120,120	西部	20,423,451,050	収入額	53,580,627,476	うち東部	18,315,683,184	中部	4,891,235,022	西部	20,067,090,152	徴収率	98.9%	うち東部	97.8%	中部	98.2%	西部	98.3%	その他 徴収金	予算額	52,021,000	調定額	55,248,911	うち東部	15,165,352	中部	8,389,785	西部	31,693,774	収入額	35,137,229	うち東部	12,698,100	中部	5,270,460	西部	17,168,669	徴収率	63.60%	うち東部	83.73%	中部	62.82%	西部	54.17%
区分	予算・予定・収入金額																																																																	
県 税	予算額	51,569,451,000																																																																
	調定額	54,383,027,403																																																																
	うち東部	18,721,837,115																																																																
	中部	4,931,120,120																																																																
	西部	20,423,451,050																																																																
	収入額	53,580,627,476																																																																
	うち東部	18,315,683,184																																																																
	中部	4,891,235,022																																																																
	西部	20,067,090,152																																																																
	徴収率	98.9%																																																																
	うち東部	97.8%																																																																
	中部	98.2%																																																																
西部	98.3%																																																																	
その他 徴収金	予算額	52,021,000																																																																
	調定額	55,248,911																																																																
	うち東部	15,165,352																																																																
	中部	8,389,785																																																																
	西部	31,693,774																																																																
	収入額	35,137,229																																																																
	うち東部	12,698,100																																																																
	中部	5,270,460																																																																
	西部	17,168,669																																																																
	徴収率	63.60%																																																																
	うち東部	83.73%																																																																
	中部	62.82%																																																																
西部	54.17%																																																																	
税務システム運用事業	160,954,000	100,458,000	0	14,030	261,426,030	260,792,369	0	633,661	99.8%	税務事務所総合電算処理システム等の税関係システムの運営及び保守を行った。  (流用) 税外未収金回収関連強化事業から14,030円																																																								
目 計	1,246,276,000	100,458,000	0	1,647,445	1,348,381,445	1,341,599,624	0	6,781,821																																																										
(地方消費税清算金) 地方消費税清算金	11,954,204,000	△1,317,510,000	0	0	10,636,694,000	10,277,702,852	0	358,991,148	96.6%	地方消費税について消費地と課税地を一致させる調整を行うため、消費等に関連した基準によって都道府県間において清算を行い、その清算金を他の都道府県に支払った。 (根拠法令) 地方税法第72条の114 (不用額が生じた理由) 地方消費税が見込みより少なかったため。																																																								
目 計	11,954,204,000	△1,317,510,000	0	0	10,636,694,000	10,277,702,852	0	358,991,148																																																										
(利子割交付金) 利子割交付金	66,785,000	16,500,000	0	0	83,285,000	74,295,000	0	8,990,000	89.2%	県民税利子割額から1%の事務費を控除した額の5分の3に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第71条の26																																																								
目 計	66,785,000	16,500,000	0	0	83,285,000	74,295,000	0	8,990,000																																																										
(配当割交付金) 配当割交付金	304,926,000	△19,097,000	0	0	285,829,000	241,874,000	0	43,955,000	84.6%	県民税配当割額から1%の事務費を控除した額の5分の3に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第71条の47  (不要額が生じた理由) 県民税配当割の収納額が見込を下回ったため。																																																								
目 計	304,926,000	△19,097,000	0	0	285,829,000	241,874,000	0	43,955,000																																																										
(株式等譲渡所得割交付金) 株式等譲渡所得割交付金	305,382,000	△46,800,000	0	7,698,000	266,280,000	266,280,000	0	0	100.0%	県民税株式等譲渡所得割額から1%の事務費を控除した額の5分の3に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第71条の67  (流用) 地方消費税交付金から7,698,000円																																																								
目 計	305,382,000	△46,800,000	0	7,698,000	266,280,000	266,280,000	0	0																																																										

事業名	予算現額				支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行率 B/A	事業の計画と実績・成果、不用額の理由等																						
	当初予算額	補正予算額	総務費及び 繰越事業費 繰越額	予備費支出 及び流用増減						計 A																					
(法人事業税交付金) 法人事業税交付金	555,821,000	△54,587,000	0	2,585,000	503,819,000	503,819,000	0	100.0%	法人事業額の7.7%に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第71条の76 (流用) 地方消費税交付金から2,585,000円																						
目 計	555,821,000	△54,587,000	0	2,585,000	503,819,000	503,819,000	0																								
(地方消費税交付金) 地方消費税交付金	12,770,913,000	△508,175,000	0	△16,458,000	12,246,280,000	12,205,658,000	0	99.7%	地方消費税額から国に支払った徴収取扱費を差し引き、さらに都道府県間で清算をした後の額の2分の1に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第72条の115 (不用額が生じた理由) 地方消費税収が見込みより少なかったため。 (流用) 株式等譲渡所得割交付金へ7,698,000円 法人事業税交付金へ2,585,000円 ゴルフ場利用税交付金へ2,468,000円 環境性能割交付金へ3,707,000円																						
目 計	12,770,913,000	△508,175,000	0	△16,458,000	12,246,280,000	12,205,658,000	0	40,622,000																							
(ゴルフ場利用税交付金) ゴルフ場利用税交付金	58,958,000	0	0	2,468,000	61,426,000	61,425,350	0	100.0%	ゴルフ場利用税の10分の7に相当する額を、ゴルフ場が所在する市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第103条 (単位：円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>交付先市町</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鳥取市</td><td>16,698,567</td></tr> <tr><td>米子市</td><td>5,839,820</td></tr> <tr><td>倉吉市</td><td>0</td></tr> <tr><td>笠岡市</td><td>72,558</td></tr> <tr><td>八頭町</td><td>1,881,075</td></tr> <tr><td>三朝町</td><td>2,063,880</td></tr> <tr><td>琴浦町</td><td>4,717,618</td></tr> <tr><td>伯耆町</td><td>23,546,859</td></tr> <tr><td>大山町</td><td>6,604,973</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>61,425,350</td></tr> </tbody> </table> (流用) 地方消費税交付金から2,468,000円	交付先市町	交付金額	鳥取市	16,698,567	米子市	5,839,820	倉吉市	0	笠岡市	72,558	八頭町	1,881,075	三朝町	2,063,880	琴浦町	4,717,618	伯耆町	23,546,859	大山町	6,604,973	合 計	61,425,350
交付先市町	交付金額																														
鳥取市	16,698,567																														
米子市	5,839,820																														
倉吉市	0																														
笠岡市	72,558																														
八頭町	1,881,075																														
三朝町	2,063,880																														
琴浦町	4,717,618																														
伯耆町	23,546,859																														
大山町	6,604,973																														
合 計	61,425,350																														
目 計	58,958,000	0	0	2,468,000	61,426,000	61,425,350	0	650																							
(環境性能割交付金) 自動車税環境性能割交付金	222,660,000	△60,682,000	0	3,707,000	165,685,000	165,685,000	0	100.0%	自動車税環境性能割額から5%の事務費を控除した額の47%に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第177条の6 (流用) 地方消費税交付金から3,707,000円																						
目 計	222,660,000	△60,682,000	0	3,707,000	165,685,000	165,685,000	0	0																							
(利子割清算金) 利子割清算金	94,000	0	0	0	94,000	0	0	94,000	0.0%	他の都道府県に本社等を有する法人の法人県民税法人税割に係る利子割額の控除・還付額のうち、本県において納められた利子割額を本社等所在の都道府県との間で精算するもの。(今年度実績なし) (根拠法令) 地方税法第65条の2 (不用額が生じた理由) 法人に係る利子割控除・還付額がほとんど発生しなかったため。																					
目 計	94,000	0	0	0	94,000	0	0	94,000																							
(県税還付金) 県税還付金	380,000,000	100,096,000	0	0	480,096,000	470,457,430	0	9,638,570	98.0%	県税の歳出還付金及び還付加算金を支払った。 (根拠法令) 地方税法第17条・第17条の4 (流用) 地方消費税清算金から2,249,399円																					
目 計	380,000,000	100,096,000	0	0	480,096,000	470,457,430	0	9,638,570																							
合 計	28,559,689,000	△1,847,008,000	0	285,863	26,712,966,863	26,238,445,525	0	474,521,338																							



- 8 予備費の充用調べ 該当なし
- 9 繰越関係調べ 該当なし
- (1)継続費繰越調べ
- (2)繰越明許費調べ
- (3)事故繰越調べ
- 10 収入証紙取扱額調べ  
有 ・  無
- 11 現金の取扱状況 該当なし
- (1)現金取扱状況
- (2)つり銭の状況
- 12 財産に関する調べ
- (1)公有財産 該当なし
- (2)金券類の保有状況
- ア 金券の保有状況  
 有 ・ 無
- イ タクシーチケットの受払状況 該当なし
- (3)基金 該当なし
- (4)債権 該当なし
- 13 財産の貸付け及び使用許可調べ 該当なし
- (1)土地及び建物
- (2)物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)
- 14 借受不動産明細調べ 該当なし
- 15 職員駐車場の管理状況調べ 該当なし
- (1)管理状況
- (2)減免の考え方
- (3)使用料の見直し
- 16 寄附物件の受納状況調べ 該当なし
- 17 備品の処分状況調べ 該当なし
- 18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ 該当なし
- (1)物品の亡失、損傷の報告状況
- (2)物品確認の実施状況

照合年月日	現物確認できなかった物品
2020/9/15	有 <input checked="" type="radio"/> 無

- 19 貸付金等状況調べ 該当なし
- (1)総括表
- (2)償還状況

20 収入未済額調べ

(1) 県税未収金(個人県民税を除く)

(単位:円)

区分 科目	前年度			過年度			現年度分			収入未済額計 (A+B)	未収理由
	前年度 以前から の繰越額	左のうち 収入済額	不納 欠損額	収入未済額 (A)	収入未済額の調定年度内訳			収入 未済額 (B)			
					29年度以前	30年度	元年度				
法人 県民税	(2,195,531) 2,195,531	(519,992) 519,992	(114,841) 114,841	(1,560,698) 1,560,698	111,200	190,975	(1,547,816,300) 1,547,152,077	(524,323) 16,553,723	(2,085,021) 18,114,421		
個人 事業税	(4,616,253) 4,960,553	(2,986,679) 2,986,679	(51,000) 51,000	(1,578,574) 1,922,874	121,300	1,099,900	(529,690,200) 531,082,000	(14,801,201) 16,193,001	(16,379,775) 18,115,875		
法人 事業税	(12,354,184) 12,354,184	(2,469,091) 2,469,091	(420,187) 420,187	(9,464,906) 9,464,906	107,700	2,588,438	(10,718,627,758) 11,060,261,500	(1,616,748) 343,250,490	(11,081,654) 352,715,396		
不動産 取得税	(49,599,939) 54,676,989	(2,961,464) 2,961,464	(40,100) 40,100	(46,598,375) 51,675,425	0	5,994,303	(856,203,850) 856,203,850	(347,750) 1,067,950	(46,946,125) 52,743,375		
ゴルフ場 利用税	(1,437,394) 1,437,394	(0) 0	(0) 0	(1,437,394) 1,437,394	1,437,394	0	(88,280,800) 88,280,800	(0) 0	(1,437,394) 1,437,394		
自動車税 種別割	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0	0	(6,949,727,032) 6,949,727,032	(3,033,621) 3,266,221	(3,033,621) 3,266,221		
軽油 引取税	(31,374,474) 31,374,474	(31,374,474) 31,374,474	(0) 0	(0) 0	0	0	(4,614,167,265) 4,614,167,265	(0) 196,340	(0) 196,340		
(旧法によ る税)自動 車税	(15,065,909) 15,065,909	(4,175,049) 4,175,049	(2,149,315) 2,149,315	(8,741,545) 8,741,545	1,511,442	2,348,182	(2,097,500) 2,097,500	(0) 0	(8,741,545) 8,741,545		
合計	(116,643,684) 122,065,034	(44,486,749) 44,486,749	(2,775,443) 2,775,443	(69,381,492) 74,802,842	3,289,036	12,221,798	(25,310,278,023) 25,289,528,533	(20,323,643) 380,527,725	(89,705,135) 455,330,567		

注 各欄上段( )は、徴収猶予分を除いた金額。

## (2) 税外未収金

(単位:円)

区分 収入科目 目 節 細節	過 年 度 分				現 年 度 分			収入未 済額 計 (A+B)	未収理由			
	前年度 以前から 繰越額	左のうち 収入済額	不 納 欠損額	差引収入 未済額(A)	収入未済額の調定年度内訳 29年度 以前	30年度	元年度			調定額	収入済額 (不納欠損額)	収 入 未 済 額 (B)
延滞金	33,474,284	22,856,959	596,700	10,020,625	8,222,389	1,403,464	394,772	11,353,044	7,684,982 (12,900)	3,655,162	13,675,787	
本庁執行分計(目)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
出納機関執行分計(目)	33,474,284	22,856,959	596,700	10,020,625	8,222,389	1,403,464	394,772	11,353,044	7,684,982 (12,900)	3,655,162	13,675,787	
加算金	過少申告 加算金	0	0	0	0	0	0	678,312	678,312	0	0	
	不申告 加算金	116,162	47,091	0	69,071	23,820	0	763,713	763,713	0	69,071	
	重加算金	5,956,558	432,292	0	5,524,266	2,551,224	1,874,124	1,098,918	2,906,838	232,958	5,757,224	
計(節)	6,072,720	479,383	0	5,593,337	2,596,475	1,897,944	1,098,918	4,348,863	4,115,905 (0)	232,958	5,826,295	
本庁執行分計(目)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
出納機関執行分計(目)	6,072,720	479,383	0	5,593,337	2,596,475	1,897,944	1,098,918	4,348,863	4,115,905 (0)	232,958	5,826,295	
地方法人特別税 又は特別法人事業税	5,797,897	352,009	181,594	5,264,294	3,786,932	46,600	1,430,762	4,424,540,100	4,300,776,390 (0)	123,763,710	129,028,004	
	45,344,901	23,688,351	778,294	20,878,256	14,605,796	3,348,008	2,924,452	4,440,242,007	4,312,577,277 (12,900)	127,651,830	148,530,086	
合 計												

○ 意見、要望等

該当なし